

議案第14号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等
の一部改正について

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い農業集落排水処理施設の使用料等の額を改定する等のため必要があるからである。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等
の一部を改正する条例

(愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表第2西保排水処理施設、本部田・東條排水処理施設、佐屋中央排水処理施設、永和台排水処理施設の項中「1,296円」を「1,320円」に、「129.6円」を「132円」に、「324円」を「330円」に、「216円」を「220円」に改め、同表山路地区排水施設、福原地区排水施設、西鶉戸地区排水施設、小茂井地区排水施設、四会地区排水施設、森川地区排水施設、鶉戸東八反割地区排水施設、早尾地区排水施設、立田地区排水施設の項中「1,620円」を「1,650円」に、「140.4円」を「143円」に改め、同表鶉多須地区排水処理施設、赤目地区排水処理施設、東川地区排水処理施設、八開中部地区排水処理施設、二子地区排水処理施設、八開北部地区排水処理施設、八開南部地区排水処理施設の項中「2,674円」を「2,723円」に、「668円」を「680円」に、「5,348円」を「5,447円」に改め、同表西八幡団地浄化センターの項中「5,400円」を「4,700円」に改める。

(愛西市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 愛西市水道事業給水条例(平成17年愛西市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第29条の表一般用専用栓の項中「71,280円」を「72,600円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「259,200円」を「264,000円」に、「669,600円」を「682,000円」に、「1,058,400円」を「1,078,000円」に、「2,376,000円」を「2,420,000円」に改める。

第30条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(愛西市下水道条例の一部改正)

第3条 愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般用の項中「1,620円」を「1,650円」に、「162円」を「165円」に、「194.4円」を「198円」に、「226.8円」を「231円」に、「259.2円」を「264円」に改め、同表一時使用の項中「324円」を「330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第2西八幡団地浄化センターの項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の愛西市水道事業給水条例第30条の規定及び第3条の規定による改正後の愛西市下水道条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している農業集落排水処理施設等（西保排水処理施設、本部田・東條排水処理施設、佐屋中央排水処理施設、永和台排水処理施設、山路地区排水施設、福原地区排水施設、西鶺戸地区排水施設、小茂井地区排水施設、四会地区排水施設、森川地区排水施設、鶺戸東八反割地区排水施設、早尾地区排水施設及び立田地区排水施設に限る。以下この項において同じ。）、水道又は公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料又は使用料金（以下この項において「使用料等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である農業集落排水処理施設等、水道又は公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で

除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。